議第 42 号

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提案理由

下呂市農林漁業研修施設である下呂市馬瀬南部研修センターについて、公の施設見直 し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より 効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例

下呂市農林漁業研修施設条例(平成17年下呂市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)			
	施設の名称	位置			施設の名称	位置
					下呂市馬瀬南部研	下呂市馬瀬惣島
					<u>修センター</u>	1507番地
	下呂市馬瀬北部研	下呂市馬瀬数河			下呂市馬瀬北部研	下呂市馬瀬数河
	修センター	1280番地			修センター	1280番地

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市農林漁業研修施設である下呂市馬瀬南部研修センターについて、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用して住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市馬瀬南部研修センターを下呂市農林漁業研修施設から除外します。

(別表第1関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

(附則関係)